

事業者の皆様へ

長野市環境部廃棄物対策課

令和2年度中にマニフェストを交付した事業者は下記により産業廃棄物管理票交付等状況報告書（管理票報告書）の提出をお願いします。

1 提出義務者

提出義務者は、マニフェストを交付した全ての方です。

（二次マニフェスト交付者⇒産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を含む）

- ・産業廃棄物の量の多少に関わらず、マニフェストを交付した方は報告書の提出が必要です。
- ・電子マニフェストを利用（交付）した場合は管理票報告書の提出義務は免除されます。

2 管理票報告書のとりまとめの単位

産業廃棄物の排出事業場ごとに管理票報告書を取りまとめ報告することが原則です。

- ・ただし、長野市の区域内に設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ、それらの事業場を管轄している支店、営業所等が管理票報告書を作成することが可能です。[例：建設現場等]

3 提出期限

報告は年1回、毎年6月末日までに提出してください。

- ・令和2年度分（令和2年4月1日～令和3年3月31日に交付したマニフェスト）について、令和3年6月30日（水）までに管理票報告書を提出してください。

4 管理票報告書の提出先及び提出部数

長野市内の事業場については、長野市に管理票報告書を提出してください。

- ・提出先：長野市役所 環境部廃棄物対策課 ・提出部数：1部（代表者印等は必要ありません）
- ・控えが必要な場合は2部提出してください。受付後、1部を返却します。なお、郵送の場合は返信用封筒（郵送料分の切手を貼付の上）を同封願います。

5 提出方法及び提出場所

①窓 口：提出先 長野市役所第2庁舎3階 廃棄物対策課

②郵 送：提出先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所環境部廃棄物対策課

③F A X：Fax番号026-224-5108

④ながの電子申請：長野市ホームページ ながの電子申請サービス

(https://s-kantan.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※長野市を除く長野県内の事業場については、長野県（管轄する地域振興局環境課）に提出してください。

6 管理票報告書は、法に定める様式（様式第3号。法施行規則第8条の27関係）を使用してください。

- ・様式は、市のホームページからダウンロードできます。当課窓口でも入手いただけます。
- ・管理表報告書のみを提出してください。（マニフェスト、その写しの添付は必要ありません。）
- ・管理票報告書に関する記載例などの情報は、市のホームページに掲載しております。

<http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/haitai/10890.html>

7 電子マニフェストについて

本市では、紙によるマニフェストの代わりに電子情報処理システムを利用した登録及び報告（電子マニフェスト）の普及を推進しています。事務処理の効率化、データの透明性確保が図れるほか、情報処理センターが集計して行政への報告を行うため、管理票報告書の提出が不要になるなどのメリットがあります。お申し込み、お問い合わせは下記へお願いします。

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター：TEL 03-5275-7113

ホームページアドレス：<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

【問い合わせ】

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市役所 環境部廃棄物対策課

TEL:026-224-7320

FAX:026-224-5108

E-mail : haitai@city.nagano.lg.jp